

松山市子ども・子育て支援事業計画 (案)について

平成26年7月31日

<今回の検討事項>

事業計画(案)の第4章(前回部会の修正部分)、第5章(教育・保育部会該当部分)の幼児期の学校教育、乳幼児期の保育及び地域子育て支援事業の量の見込みについて

(1)各推進施策の記載内容

9つの基本方針に沿った各推進施策の中身について

<事務局案>

資料2参照(第4章の教育・保育部会部分のみを抜粋したもの)

※前回の各委員からのご意見についても反映

【検討項目】

- ・9つの基本方針に沿った各推進施策の記載項目(事業)が妥当か。
- ・事業の概要及び今後の方針の表現は適切であるか。

【対応方針(案)】

→事務局案の内容でよいか

(2) 幼児期の学校教育、乳幼児期の保育について
幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の「量の見込み」

＜事務局案＞

資料3参照(第5章の教育・保育部分のみを抜粋したもの)

【検討項目】

・ニーズ調査の結果及び現在の利用状況を勘案した上で、設定した「量の見込み」の設定量及び設定根拠が適切か

【対応方針(案)】

→「量の見込み」について、事務局案でよいか

(3) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の「量の見込み」について
教育・保育部会で審議する地域子ども・子育て支援事業(5つの各事業)の「量の見込み」

＜事務局案＞

資料4参照(第5章の教育・保育部会部分のみを抜粋したもの)

【検討項目】

・ニーズ調査の結果及び現在の利用状況を勘案した上で、設定した「量の見込み」の設定量及び設定根拠が適切か

【対応方針(案)】

→「量の見込み」について、事務局案でよいか

<部会設置>

○松山市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定に基づき部会を置く。

(1)教育・保育部会

～部会での検討事項～

【事業計画必須記載事項】

- ①学校教育・保育の量の見込み
- ②学校教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③学校教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業　・一時預かり事業　・延長保育事業　・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業計画任意記載事項】

- ⑦産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項